

Net119 緊急通報システム利用規約

雲南消防本部が提供する Net119 緊急通報システム（以下、「Net119」という。）を利用される前に、本規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による 119 番通報が困難な方又は、消防長が特に必要と認める方で、雲南消防本部が管轄する地域に在住、在勤又は在学している方です。

音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。

※通報は、雲南消防本部が管轄する地域以外からでも可能です。

- (2) Net119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。その際、ご本人確認のため身体障害者手帳の写しが必要になります。身体障害者手帳をお持ちでない方が申請された場合、健康保険証等の写しを添付していただく必要があります。この場合、申請後に雲南消防本部から連絡させていただく場合があります。

- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種の手機等では、Net119 が利用できない場合があります。

- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等が必要となります。

- (5) 通報時は GPS 機能を ON に設定してください。ON に設定されていないと通報できません。

【重要】通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。

- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、次のドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。

net119.speecan.jp

- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、本規約末尾に記載の「問い合わせ先」にご連絡ください。

- (8) 緊急通報以外には使用できません。

- (9) Net119 は、日本国内において日本語のみに対応しています。

2 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1 台ご

とに登録が必要になります。

(2) 登録の方法

ア Web（インターネット）による申請

身体障害者手帳（顔写真・氏名・生年月日、障害名、本人の欄（住所）が記載された箇所）のアップロードが必要です。

イ 登録承諾書兼利用申請書による申請

身体障害者手帳（顔写真・氏名・生年月日、障害名、本人の欄（住所）が記載された箇所）の写しを添付し提出する必要があります。

※ア、イいずれも、身体障害者手帳をお持ちでない方が申請された場合、健康保険証等の写しをアップロード又は添付し提出していただく必要があります。

(3) 通報を受けた消防本部が迅速に対応するため、次の事項について登録が必要になります。

ア 氏名（フリガナ）

イ 性別

ウ 生年月日

エ 住所

オ メールアドレス

(4) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、次の情報を登録することにより迅速に場所を特定することができます。いざというときに、消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

ア 電話番号

イ F A X 番号

ウ よく行く場所

エ 緊急連絡先氏名（フリガナ）

オ 緊急連絡先続柄

カ 緊急連絡先電話番号、F A X 番号又はメールアドレス

(5) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族など問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

【重要】 緊急連絡先を登録する場合は、事前に緊急連絡先として登録する方から同意を得てください。同意が得られなければ登録できません。

(6) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

- (7) 登録時に提供された身体障害者手帳の情報につきましては、雲南市役所、奥出雲町役場、飯南町役場等へ確認する場合があります。

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 雲南消防本部の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部（以下、「管轄消防本部」という。）へ通報を転送します。その際、登録していただいた利用者情報も含めて管轄消防本部へ転送することがあります。
- (3) 管轄消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、雲南消防本部までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、登録者様のご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net 1 1 9 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) Net119 の運用者に変更がある場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が管轄消防本部に送られます。
- 【重要】GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が管轄消防本部に接続され、管轄消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、管轄消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。

- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

Net119 は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 免責事項

- (1) Net119 に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、雲南消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119 が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、雲南消防本部は、何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net119 を利用者の端末機に登録するに当たって利用者の端末機が、コンピューターウィルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、雲南消防本部は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災又は事変等の非常事態により Net119 が正常に利用できない場合、雲南消防本部は何らの責任も負わないものとします。

8 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、雲南消防本部又は管轄消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。
- (2) 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(4) 登録時に提供するIDとパスワードは、個人を認識する情報になりますので他人には知らせないでください。

9 問い合わせ先

雲南消防本部 通信指令課

電話番号：0854-40-0119

FAX：0854-42-2444

メールアドレス：shireika@unnan119.jp